

平成 29 年度 第 1 回岡崎市国際化推進委員会議事録

- 1 日時
平成 29 年 7 月 28 日（金） 午後 3 時 30 分～午後 5 時
- 2 場所
市役所東庁舎 2 階大会議室
- 3 出席委員（敬称略）
委員長 安藤 充
副委員長 川崎 直子
委員 小久井 正秋、井上 登久、戸田 暁子、山田 珠樹、伊東 浄江、
宮澤 会美香、河田 元子
- 4 欠席委員
木佐貫 昭二
- 5 傍聴人
なし
- 6 事務局
社会文化部長 安藤 英彦
国際課 課長 太田 義男、副課長 五十嵐 千草、主任主査 竹谷 昌祐、
主査 石原 有城、事務員 安藤 美咲
- 7 議題
岡崎市の多文化共生の現状について
- 8 議事要旨
司会の国際課長が開会を宣言。社会文化部長の挨拶に続き、岡崎市附属機関等の会議の公開に関する要領に従い本会議の公開を説明。本委員会設置要綱第 6 条第 2 項の規定に基づき本会議が有効に成立している旨を報告。議長を務める安藤委員長により議題の審議が進められた。

議題 1 岡崎市の多文化共生の現状について

事務局 : 岡崎市の多文化共生の現状について説明。

委員長 : 委員のみなさんから御意見・御質問はありますか。

<外国人市民数の推移、意見聞き取り内容について>

B委員 : 特別永住者について教えてください。

事務局 : 特別永住者とは 1945 年の敗戦以前から日本に住み、1952 年サンフランシスコ講和条約により日本国籍を離脱した後も日本に在留している台湾、朝鮮半島出身者とその子孫に認められている永住資格です。

委員長 : ベトナム人の在留資格は技能実習が多いですか。

事務局 : 日本人の配偶者等の方もいますが、ベトナム人の 6 割程度が技能実習です。日本での滞在期間が 3 年のベトナム人が多いです。

H委員 : 永住者と定住者の違いを教えてください。

事務局 : 永住者には在留期限がないのに対し、定住者や技能実習は在留期限があり、最長でも 5 年間です。

F委員 : 永住者は更新の必要がなく、定住者は日本での滞在を続けるために在留資格の更新が必要です。

A委員 : 在留資格の「その他」にはどのようなものがありますか。

事務局 : 永住者の配偶者等、特定活動、家族滞在などがあります。

G委員 : 外国人市民数の合計が 10,248 人ということですが、そのうち中学生以下の外国人市民数はどのくらいですか。

事務局 : 全体の人数で中学生以下の外国人市民数について、現時点で、すぐお答えできないのですが、例えば外国人市民数のうち最も割合の高いブラジル人は全体の 18%、約 600 人が 15 歳未満の市民数です。

委員長 : 在留資格と多文化共生の度合いや傾向はありますか。

事務局 : 庁内で窓口を持つ課に聞き取りを行ったところ、国際課で通訳をすることのできないベトナム人やタイ人、インドネシア人の対応をするときや通知文を出すときに困ってしまうケースが多いようです。市民の多国籍化に伴い、通訳を増やすのも難しいが、どこか他に頼むのも難しいというのが現状です。

D委員 : コミュニティ通訳員の対応言語について教えてください。

事務局 : 13 名がポルトガル語の通訳員で、昨年度から 1 名中国語の通訳員の方がいます。

D委員 : 人口比から見るとフィリピン人が多いですが、今後、コミュニティ通訳員としてフィリピン人の方をお願いする予定はありますか。

事務局 : コミュニティ通訳員会議の中で、総代さんから、フィリピン人の世帯で言語の違いにより町内会費を回収することができないという意見があ

りました。事務局としても、フィリピン人でコミュニティ通訳員として活動できそうな方がいればお願いしたいところですが、日本語とタガログ語の両方がある程度理解できる人を探すことが難しいです。フィリピン人の方は日本人の配偶者等という形で日本に来ることが比較的が多いので、ほとんど日本のことを知らない状態でも、配偶者の方に頼って生活できてしまっている人もかなりいるというのが現状です。日本人の配偶者等ではないフィリピン人の方の場合、英語を話すことができればまだ対応できますが、タガログ語やフィリピン語しか話せないとなると市役所でも対応が難しくなっています。

A 委員 : 今までに、実際に赤ちゃん訪問の通訳依頼が、国際課に来たことはありますか。

事務局 : あります。外国人宅に赤ちゃん訪問をする予定があると、通訳が必要であることを想定して、事前に関係課から国際課に通訳依頼が来ます。

A 委員 : 小学校入学手続き書類の多言語化について、学校が個別に出している書類が翻訳できていなかったということですが、例えばどんな書類がありますか。

事務局 : 学校への持ち物についての書類が翻訳できていませんでした。

A 委員 : 書類を毎年翻訳するのではなくて、多言語化したフォーマットを作成すると良いと思います。

事務局 : ありがとうございます。検討させていただきます。

C 委員 : 転入の児童生徒の多国籍化の内訳を教えてください。

事務局 : 岡崎市の小学校に外国人生徒が 342 人、中学校に 143 人います。内訳としては小学校にブラジル人が 170 人、フィリピン人が 84 人、中国人が 49 人、その他が 39 人います。中学校にブラジル人が 74 人、フィリピン人が 34 人、中国人が 19 人、その他が 16 人います(平成 28 年 5 月 1 日現在)。小中学校に中国語、ポルトガル語、タガログ語の語学支援員が全部で 7 人います。人数の多いブラジル人やフィリピン人の生徒への対応もこの人数の語学支援員では足りないぐらいですが、児童生徒の多国籍化により対応がさらに困難になっています。

A 委員 : 岡崎市に小学校と中学校は何校ありますか。

事務局 : 小学校が 47 校、中学校が 20 校あります。

A 委員 : 近年、全国的にイスラム圏からの外国人が徐々に増えてきています。それに伴い、学校では、言語の問題、食事の問題、体育の授業での服装の問題などイスラム教の禁止事項に関する問題が起きています。今まではブラジルや中国など比較的理解しやすい国籍の外国人の対応が中心となっていました。今後はイスラム圏などまだあまり馴染みの少ない国籍の外国人の対応について検討していく必要があります。

F 委員 : 岡崎市の学校を卒業した外国人生徒には、日本語をあまり話すことので

きない子が少なくなく、そのため進路が決まらないという相談が最近ありました。また、岡崎市には相談する場所があまりないという声もあります。豊田市では日本語教室が毎日開催されているが、岡崎市では日本語教室が毎日実施されているわけではないので、進路を決めるためにしっかりと学べる場所が欲しいのだと思います。

G委員 : 特に学校について出された意見について1校で起きた問題を全校で共有するシステムはありますか。

事務局 : 共有するシステムとして、各学校に日本語教育担当教員がいて、その教師たちの情報交換会があります。また、日本語教育について、生徒ひとりひとりに合わせてカリキュラムを組む制度が始まりました。

G委員 : 外国人生徒で日本語に興味を持って、積極的に周りの子と関わろうとする子もいますが、日本語が話せないことで孤立してしまう子もいます。1校で起きていることは、どの学校でも起きていることだと思うので、情報を共有することが大切だと思います。市や年金機構から出される通知のうち、どの通知が重要なものなのかが分からないという意見が挙げられていましたが、通知を緊急度で色分けすると分かりやすくなると思います。岡崎女子短期大学で出前講座をしたことについてですが、このような若い世代の力を活用して、保育園やこども園で起きている問題を吸い上げて、幼いころから子どもたちを上手に対応していくことが大切だと思います。

事務局 : 受講した生徒さんたちはその後、岡崎市のあらゆる方面に目を向けるようになり、積極的に調べるようになったと聞いています。

A委員 : 岡崎女子短期大学での出前講座で外国人の子どもの教育に関する質問があったようですが、どのような質問でしたか。

事務局 : 外国人の子どもの支援するようなイベントなどがあれば参加したいという意見でした。岡崎ブラジル協会が行う子ども向けのイベントが昨年度はありましたが、今年度は行わない予定なので、来年度開催する予定があればお願いしますと伝えました。

A委員 : 岡崎市の小中学校では、隣の席に外国人生徒が座っているというのは当たり前になっているので、今回、岡崎女子短期大学で行った出前講座のように、市として行っている事業を紹介することは、非常に良いことだと思います。小中学校でもこのような取り組みを進めていき、若い世代にも国際化への理解を深めてもらうと良いと思います。

H委員 : 外国人生徒の対応について、私は外国人生徒の保護者に視点を置いて考えています。PTA活動の中で、外国人との共生の輪を広げていくことができます。PTAは、日本の独特の文化で、外国人には理解しづらい団体ではありますが、外国人親子との接点を持つためには適した団体だと思います。また、それぞれの学校に外国人専門のカウンセラーを

配置すると良いと思います。

E 委員 : 以前、診療所に来た中国人の患者が、まったく日本語を話すことができなくて、スマートフォンの翻訳に頼っていましたが、スマートフォン等の翻訳機能はどのくらい進んでいますか。

事務局 : どの程度翻訳機能が進んでいるのかは把握していませんが、東京オリンピックに向け、外国人に対するサービスの向上のための様々な事業が進んでいます。

<国際交流について>

G 委員 : ホストファミリー登録募集について、ホストファミリー募集チラシ(以下、「募集チラシ」とする。)に「1日からでも受入OK」というような文言を追加すると良いと思います。

A 委員 : 募集チラシに「留学生や外国人を受入れ」とありますが、この場合の「外国人」とはどのような人のことを指していますか。

事務局 : 先ほど紹介させていただいたウッデバラ市の高校生等、姉妹友好都市の人やその他の国の留学生、観光客などを想定しています。登録用紙に記入していただいた内容と、受け入れる外国人の詳細を事務局で見比べて、マッチングをさせていただくという流れになっています。今まではホームステイを希望する外国人の情報をいただいてから、その都度ホストファミリーを探すという流れだったので、ホームステイ先を見つけることができないことが多々ありました。今年度からは、受入先をすぐに見つけることができるように、ホストファミリー登録者名簿を作成しています。

D 委員 : 受け入れる期間はおそらく短期のものが多いので、募集チラシには具体例として期間を記載すると良いと思います。

<多言語表示基本マニュアルについて>

A 委員 : イスラム圏の外国人が少し増えているという話がありましたが、イスラム圏の外国人にとって、祈祷は非常に重要なものなので、今後、ホテルや空港など祈祷室のピクトグラムとその空間が必要になると思います。

F 委員 : 祈祷室を作るなら、まずは、イスラム圏の文化を日本人によく理解してもらう必要があります。

D 委員 : イスラム圏の外国人は、岡崎市にたくさんいますか。

事務局 : 例えばインドネシア人がいます。

C 委員 : このマニュアルの検証と改訂、見直しなどのスケジュールはありますか。

事務局 : 今後も観光推進課とまちづくりデザイン課との会議を続け、その都度改訂、見直しをしていくつもりです。

<まとめ>

委員長 : 事務局から岡崎市の多文化共生の現状についての説明と委員のみなさんから意見をいただきました。ブラジル人、中国人、フィリピン人に関し

てはまだ足りない部分がありますが、多国籍化に伴いその他の国籍の外国人への対応が課題となっています。外国人の対応について保護者の方を通して対応するなど貴重な提案をいただいたので、今後の多文化共生に活かしていきたいと思っています。

事務局 : 委員の皆様には、任期中において、平成 28 年 3 月に策定した「岡崎市多文化共生推進基本指針・第 2 期実施計画」、また同年 8 月に作成した「やさしい日本語作成マニュアル」をはじめとした、本市の多文化共生施策の推進に関して貴重な御意見をいただいたことに関して、感謝を申し上げます。